

とん税法（抄）

昭和32年3月31日法律第37号

（課税標準及び税率）

第3条 とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

- 1 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数1トンまでごとに16円
 - 2 開港ごとに1年分を一時に納付する場合 純トン数1トンまでごとに48円※1
- ※1 欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船は、当分の間、純トン数1トンまでごとに24円とする。

特別とん税法（抄）

昭和32年3月31日法律第38号

（課税標準及び税率）

第3条 特別とん税は、外国貿易船の純トン数を課税標準とし、次の各号に掲げる場合について当該各号に掲げる税率により課する。

- 1 開港への入港ごとに納付する場合 純トン数1トンまでごとに20円
 - 2 開港ごとに一年分を一時に納付する場合 純トン数1トンまでごとに60円※2
- ※2 欧州・北米航路に就航するコンテナ貨物定期船は、当分の間、純トン数1トンまでごとに30円とする。

備考

とん税法第七条の規定により、以下の場合は非課税となる。（特別とん税にも適用）

（非課税）

第7条 外国貿易船が開港に入港した場合において、次に掲げる場合に該当し、又はこれに準ずるやむを得ない理由があるときは、とん税を課さない。ただし、第1号又は第2号に規定する理由により入港した場合（これに準ずるやむを得ない理由がある場合を含む。）において、これらの理由に直接よらない貨物の積卸をするときは、この限りでない。

- 1 海難その他航行上の支障が生じたことにより入港する場合
- 2 検疫のみを目的として一時入港する場合
- 3 避難のため一時出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港に入港する場合
- 4 出港後24時間以内に他の開港又は不開港に寄港することなく同一の開港に入港する場合